

# アジア都市景観賞の足跡

佐藤 優 Masaru SATO

九州大学副理事・大学院芸術工学研究院教授

**要旨：**アジア都市景観賞は、アジアで初めて都市景観を評価する国際賞である。国連ハビタット福岡本部、アジア人間居住環境協会（アジアハビタット協会）、（公財）福岡アジア都市研究所（URC）、アジア景観デザイン学会の4者が共同で、2010年に創設した。今年が5周年になり、10か国53の都市やプロジェクトを表彰した。多様な自然、歴史、文化、そして人々の営みを、景観というキーワードで見直し、様々な活動を評価し、国や地域をこえて今後のまちづくりの指針を提示しようとする試みである。創設時の検討内容や5年目に至る議論を振り返り、受賞対象と多様な価値を記録にとどめるとともに、この賞の重要性を再確認したい。

■キーワード：アジア都市景観賞、地域の景観づくり、アジアの都市の多様性

## 1. 経緯

### 1.1. 発足と足跡

アジアハビタット協会の張元端氏、劉興達氏、肖溪氏ほかが2008年にURCを訪問した折に、福岡市で1987年に創設された福岡市都市景観賞が都市景観の向上に貢献してきたことに高い関心を示した。福岡市都市景観賞の創設に関り当時審査委員長を務めていた筆者と、URCの唐寅主任研究員が主に協議の窓口となり、アジアの魅力的な景観を独自の視点で評価する「アジア都市景観賞」を創設しようということに即座に合意した。

翌2009年に国連ハビタット福岡本部と、オブザーバーとして福岡市都市景観室を加えて、具体的な要項づくりに取り組んだ。2010年に募集を開始するという慌ただしい展開だったが、お互いに待ち望んでいたという印象で、国際連携にも関らず速やかに検討が進んだ。

都市景観は、建造物や自然、色彩、あるいは屋外広告物のコントロールと、活動面などの要素で構成されているが、アジア都市景観賞の場合は、既に評価の対象になっている個別の建造物よりも大きな、都市規模の集合体としての取り組みやプロジェクトを対象にすることで、ローカルな賞や造形的なデザ

イン賞と区別し、責任を持って都市景観を誘導する主体を評価し、その先駆的な意識を推奨することを目的とすることにした。また、それがアジア固有の評価基準をクローズアップしていくことに繋がるのではないかと考えた。賞の枠組みを決めただけで、意義だけを共有して早速募集に踏み切ったが、実際にどのようなものが推挙されるのか想像ができず、初年度は審査基準を明確にしないままに募集を行った。乱暴なようであるが、日本的に緻密に内容を構築してから、という発想では、いつまでたっても出発できない。勇気を持って第一歩を踏み出し、動きながら修正していく、という大所高所に立った考えが肝要であり、関係者の全員がそう思っていた。

募集受付については、中国はアジアハビタット協会が、日本はURCとアジア景観デザイン学会、韓国はアジア景観デザイン学会、その他の国は国連ハビタット福岡本部が募集の窓口になった。2010年5月に北京で準備会を行い、7月に中国はアジアハビタット協会で、日本・韓国・アジア諸国は福岡市役所で地区審査を行った。地区審査委員はそれぞれが決めるものとし、日本では、主催者側から野田順康国連ハビタット福岡本部長、筆者（九州大学教授、アジア景観デザイン学会会長）、松本法雄福岡アジ

ア都市研究所副理事長、外部委員として齋木崇人神戸芸術工科大学学長、韓国からウ・シンク釜山大学副学長が審査にあたった（役職はいずれも2010年7月時点）。その後9月に北京で合同の最終審査を行い、賞を決定し、12月に福岡で表彰式という手順で進んだ。

第1回アジア都市景観賞は、4か国11対象が受賞し、授賞式には各国各都市から市長等約300人が集まり、日本文化交流会、環境問題先進事例視察会なども交えて盛大な式典が開催された。

その後、2012年には審査基準が合意に至り、2013年には活動などのソフト面も加味するなど微調整を重ねて、複雑な政情を乗り越えながら5年が経過した。4年目までに受賞数は7か国41件を数え、5周年を迎えた2014年には6か国から応募があり、アジア都市景観賞9件、今年から新たに加えられた審査員賞3件の計12件が選ばれた。

## 1.2. 募集要項

アジア都市景観賞の募集要項は表1のとおりである。

表1 アジア都市景観賞の募集要項

1. 目的	景観とは、人間をとりまく多様な環境が目に見える形として現われたもので、山河草木、都市空間、建造物、地域の文化、さらにはそこでの人々の暮らしぶりなど様々な要素で構成されている。アジア都市景観賞は、アジアの人々にとって幸せな生活環境を築いていくことを目的とし、他都市の模範となる優れた成果をあげた都市、地域、事業等を表彰する。
2. テーマ *年度によってテーマを設定している。 *環境共生型の持続可能な社会をめざし、人々に幸せな生活環境をもたらす質の高い都市空間を創出する案件を募集・選考・表彰する。	2010年「グリーンアジア、美しい都市」 2011年「人間環境と都市復興」 2012年「住みよいまち、豊かな景観」 2013年「都市の誇りを育む景観」 2014年「未来へ幸せをつなぐ景観」
3. 表彰対象	a. 都市・地域 b. 都市や地域に多大な貢献を果たした大規模事業 c. 自然・二次自然の保護及び育成に関する事業 d. 地域の発展に寄与した建造物・プロジェクト e. 設計段階のプロジェクトなど f. 景観の発展に貢献した団体・個人
4. 申請資格	a. アジア都市景観賞に申請する意思があり、かつ都市景観形成において優れた実績を上げ、広く模範を示す意義があると考えられる都市、地域、事業等 b. 審査委員会が推挙するもの c. 都市景観関連学会、協会及び審査委員その他の関係者が推薦するもの
5. 申請者（機関）	a. アジア各国・地域における地方政府、行政部門及び都市管理部門 b. 非政府組織、コミュニティ組織 c. 学術研究機関 d. 都市計画、建築設計、景観設計及び企画立案機関、不動産開発業者 e. その他関係者（ただし、社会的責任を持ち合わせ、公平な立場から応募できる者）
6. 申請書類 *なお、提出された申請資料は返却しない。	a. アジア都市景観賞申請書（所定の申請書式を使用すること） b. 関連資料（都市計画、景観形成、特別案件などに関する図面、現場写真、説明文、報告書等。メディアによる関連報道、市民の反響・意見、公的団体または政府機関による証明書等）
7. 評価基準	a. 地域環境に優しく、共存するものであるか ・生態環境と調和していること（ecological environment） ・人間性に立脚した事業であること（humanities） b. 安全で利用者に優しく、持続性があるか ・安全・安心で、快適であること（safety and amenity） ・持続性があること（sustainability） c. 地域の文化、歴史を尊重しているか ・地域の町並みや生活様式等と調和していること（continuity） ・地域の歴史や文化と調和していること（cultural tradition） d. 芸術性が高いか ・独創的で完成度が高いこと（creativity） ・美しいこと（beautification） e. 地域の発展に貢献し、他都市の模範となるか ・地域の人々に受け入れられ、地域の発展に貢献していること（contribution） ・他の都市や事業の模範になること（model project）

出所：アジア都市景観賞の募集要項をもとに筆者作成

## 2. アジア都市景観賞の議論

### 2.1. 創設の経緯

「アジア都市景観賞」の第1回表彰式は、2010年9月21日に福岡市のアクロス福岡で行われた。中国政府や福岡市などの支援を得て実現した。2010年4月に創設を公表し、公募・推薦・ブロック審査、現地審査等を行い、8月27日に北京で最終審査が行われ、第1回受賞都市・対象が選出された。

日本、韓国、中国などで景観への関心が高まる中で、アジア視点の国際賞である。そのねらいは以下の2点である。

- ① アジアの国々の飛躍的な発展の一方で、生み出された諸問題を、人間の知恵によって克服すること。
- ② 従来の欧米型の計画手法から脱皮し、自然と呼吸し合って生活を楽しむアジア的な視点を構築すること。

この2つの目標だけを取り上げても、アジアの人々にとっての壮大な理想を掲げたとと言える。

### 2.2. 人間と環境の望ましい関係

ここで考えている景観とは、自然の単純な保護運動ではない。人間活動の諸悪をも飲み込んだ上で、人間を取り巻くものとの望ましい関係を築いていく知恵である。中国の関係者たちは、景観は「都市経済の発展のための基盤である」と考え、「観光対策にも有効である」と考える傾向がある。日本では通常はそのように大上段に振りかぶった言い方はしないが、その考え方がとても新鮮であり、日本のオブラートに包んだような間接的な言い方の方が本質をとらえていなかったのかもしれない。景観とは何かについて、明確に表現することが必要ではないかと考えるようになった。

都市を發展させることも、自然を大切にすることも、人間の営みも、我々が幸せになるためにやっている。何が幸せにつながり、何が幸せを壊すのかを見極める必要がある。

地域の景観づくりの評価は、下記のような段階で表すことができる。

- ① 基本的な機能を充足しているか。

- ② 自然や周辺景観と調和しているか。

- ③ 地域の諸コードとの連続性を保っているか。

- ④ 人々の感覚と響き合うことができるか。

- ⑤ 地域や国の発展に貢献し、人間を幸せにするか。

アジア都市景観賞の評価を重ねて、共有できる基準を持つことができればいい。さらに、アジアにふさわしい評価の視点が顕著になることを望む。

今後は、評価方法に関する基礎的な研究を進めることによって、アジアの都市景観づくりに必要なチェックリストを作りたい。チェックリストを正しく開発していくための認証制度に繋げる可能性もある。

### 2.3. 第1回審査の議論

アジア都市景観賞の審査にあたっては、複数の視点を持つ専門家組織が作られ、短期間で煩雑な議論と各国でのブロック審査が行われた。15人の審査委員が審査にあたった。まずは第1段階の実績を作ることに主眼を置き、日中を中心にシンガポール、韓国などを含むコンパクトな審査体制とした。

6か国・地域から11件（日本3、中国4、韓国1、シンガポール1、香港1、マカオ1）が最終審査に残った。

審査の中では、各国の実情や現在の課題が浮き彫りになった。中国やマカオ、シンガポールからは、地域の発展を誇示するビッグプロジェクトが選出された。日本、韓国、香港では、景観の本質的で新しい指導原理をクローズアップした。

中国のプロジェクトはいずれも、都市計画の水準が世界レベルに達していて、自然をいかに内包するかに苦心しているとアピールしている。計画者はおそらく現代の世界の計画技術を学び、中国を發展させる意欲に満ちている。

日本の3件は、札幌市「モエレ沼公園」、福岡市「シーサイドももち整備事業（海浜公園）」、熊本県小国町「黒川温泉地区景観づくり事業」であり、人間が生活をしていくために壊さざるを得なかった部分を修復して活用しているものと、自然を地域の発展のために財産にした地域活動を選考した。韓国や香港にも同様の視点を示した。

選考された都市・対象はいずれも象徴的な事業であり、第1回受賞として概ね納得できると思われた。都市の経済力や知性を強くアピールするものであるが、一方で、普遍的な手法には繋がらないかもしれない。その底辺にあるコンセプトをどれだけ理解させられるかが今後の課題として残った。

短期間で上手くいくのかどうかという懸念は杞憂に終わった。アジアが、理念も実践も著しく進歩していることを実感した。この感覚を共有していくことにより、アジア各国が相互に自信を持ち、目指すべきベクトルが見えてくるのではないか。景観をキーワードとすることによって、アジアの結びつきが深まり、アジアの魅力が見えてくることを確信した。

## 2.4. 第1回アジア都市景観賞の審査対象

賞の構成については、アジア都市景観賞を3～5件、アジア都市景観範例を10件程度とすることで出発したが、第1回目の議論から紛糾した。規模が異なる対象を同列に審査することは適切ではないのではないかと、他方で、都市規模や経済力が異なる都市やプロジェクトをその背景を考慮して選考しなければ、いつまで経っても国や都市によるスケールが反映されてしまうのではないかと、といった議論の末、賞に差を設けずに景観賞で一括することになった。その後、5年目の2014年に審査員賞を加えることになるが、それは50件を超えたところでの、計画段階や哲学的な意味などの景観の範疇を広げた意義を見つけての判断である。

第1回アジア都市景観賞の対象や評価に係る基準は、表2に示しているとおりである。

## 3. 豊かな景観とは

### 3.1. 景観法の制定

景観法が制定されるに至り、いまや景観づくりは国の魅力を向上させ、生活を豊かにするための国家戦略として位置づけられている。景観法の基本的な考え方は以下の3点に集約される。

① 地方自治体が独自にその特性を重視した個性的な景観誘導が可能になったこと。

② 規制だけでなく、地域をどのような方向に導くかという企画の側面を重視していること。

③ 地域の住民の意見を重視する市民参加の考え方を示していること。

この考え方は、日本も韓国も基本的には一致している。日本では、拠点的な都市の他に、歴史や自然を観光資源とする都市など、多数の都市が独自の景観誘導方針を制定することを宣言している。さらに、複数の市町村に跨る広域協定を結ぶ事例も出てきた。

景観法の制定を契機に、景観への関心が一気に高まってきた。その反面で、対象の曖昧性、指導者不足、拘束力の不足などのいくつかの課題も浮き彫りになっている。

### 3.2. 基盤となる豊かな景観

景観問題は、1970年代を境として、交通問題、ランドスケープ、デザインの3つの観点から捉えられてきた。日本では1970年代後半に、高度成長の歪みの一つとして都心に魅力がなくなっていく中で、歩行者空間の確保という世界的な潮流が生まれた。OECDが1974年にまとめた“Streets for People”（和訳「楽しく歩ける街」）というレポートが脚光を浴びた<sup>(1)</sup>。

ランドスケープの分野でも、都市の構造的な構成要素を見直し、そのデザインを検討した名著が集中的に発行された。ガレット・エクボの“Urban Landscape Design”が1964年に出版され、その序には「そこには連続性とアクセント、まとまり中の変化、予期せぬ驚きがなければならない・・・」と述べられている<sup>(2)</sup>。ケヴィン・リンチの“Managing the Sense of a Region”は1976年に出版され、「環境の質は地域の尺度で計画するべきだ」と主張されている<sup>(3)</sup>。

ガレット・エクボ著とケヴィン・リンチ著の2冊は、現代にも通じる景観への2つの観点を示している。「連続性」と「地域の感覚」である。景観問題は、常にこの2点で企業と住民とが対立してきた。企業にとっては、自分だけが注目されることが望ましい。また、全国的に一貫したアイデンティティを確立す

表2 第1回アジア都市景観賞の対象や評価にかかわる基準

1. 表彰対象	<p>(1) 都市：自然資源及び生態環境の保護、人間居住環境向上の推進、歴史と文化の伝承、とくに都市景観の形成と管理において、優れた実績を挙げ、アジア更には世界範囲で模範的役割を示す都市。</p> <p>(2) 人物：都市景観の改善に尽力し、都市景観の形成と管理において優れた実績を挙げた都市管理者。</p> <p>(3) 活動：政府唱導のもとで、宣伝教育の強化を目標に、文化歴史の伝承及び地域特色を展示する文化活動、市民参加による都市建設を促す活動及び実績。</p> <p>(4) 物件：都市景観の改善と向上に大きな影響を与えた優れた物件。</p>
2. 申請資格	<p>(1) “アジア都市景観賞”に申請する意思があり、かつ都市景観形成において優れた実績を挙げ、模範を示す意義のある都市。</p> <p>(2) アジア都市景観賞選考委員会においてアジア都市景観範例が3～5件以上が合格認定を受けた都市。(注：変更)</p> <p>(3) 中国住宅都市農村建設部の重点研究プロジェクト「都市景観環境アセスメント体系」に参加している都市。</p> <p>(4) 都市景観関連学会、協会及び審査委員その他の関係者による推薦を受けたもの。</p>
3. 申請者	<p>(1) アジア各国・地域の地方政府あるいは行政部門及び都市管理者</p> <p>(2) 非政府組織、コミュニティ組織</p> <p>(3) 学術研究機関</p> <p>(4) 都市計画建設機関、企画・設計、建築設計、景観設計機関、不動産開発業者</p> <p>(5) 広報関係及びマーケティング機構</p>
4. 評価範囲	<p>(1) 都市の公開空間：広場、公園、地区、道路など</p> <p>(2) 都市の機能区域：居住区域、文化活動やレジャー区域、商業区域など</p> <p>(3) 重要風景資源：風景遊覧区、景観区域など</p> <p>(4) 都市環境芸術：都市彫刻、都市照明、都市色彩、都市サインなど</p> <p>(5) 生態と環境保護：緑化システム、水資源の処理と運用、ごみ排出と処理など</p> <p>(6) 旧市街区域改造と新区建設</p> <p>(7) 経済開発区（工業区域）の建設</p>
5. 申請書類	<p>(1) 「アジア都市景観賞申請登録書」</p> <p>(2) 「アジア都市景観賞申請報告書」（申請都市作成）</p> <p>(3) 都市計画、景観形成、特別案件など関連図面資料、現場写真、文字説明、映像資料、PPT資料、歴史資料、環境アセスメント及び経済分析報告書など</p> <p>(4) メディアの関連報道、市民反響・意見、公的団体または政府機関による奨励顕彰証書のコピー</p>
6. 評価の内容	<p>(1) 都市建築物：都市景観の核心的要素。人が活動できる空間、建築物間の空間、建築物の外部イメージ、機能性と芸術性の調和など</p> <p>(2) 緑化と環境：都市景観の総合性：各種自然要素の組合せ、人と自然要素と互いに形成される各種生態関係、風景名勝地区の保護と利用</p> <p>(3) 道路と広場：都市景観の血管：道路・交通システム、道路両側及び地区の建築物景観とストリートファニチャーの配置と協調</p> <p>(4) 環境施設：都市特色の体現：管理システム（防護施設、行政施設）、交通システム（安全施設、停留施設）、補助システム（休憩施設、衛美化システム（装飾施設、景観施設）</p> <p>(5) 都市の色彩：人工環境による第2の自然：主要色彩システムと補助色彩システム、恒久固有基準色彩と流動色彩及び臨時色彩の相互協調、都市色彩と地域の美的慣習との調和、地域的特色</p> <p>(6) 都市の照明：都市の無形資源：安全、効率、明るさ、心地良さ、省エネルギー、環境保護、環境との調和がとれている照明システム</p> <p>(7) 広告サイン：都市の“加分器”（点数を稼ぐ機械）：識別しやすい、目立つ、機能的、正確性、多様性、持久性、芸術性、安全性、環境にやさしい</p>
7. 評価の要点	<p>(1) 都市の主な景観風致と特色が保護されていること</p> <p>(2) 都市計画の景観への影響が重視されていること</p> <p>(3) 都市周辺部の環境と景観が保護されていること</p> <p>(4) 都市の主要景観と名所が保護されていること</p>
8. 事業の流れ・評価方式と内容（中国大陸）	<p>(1) 実行委員会は「アジア都市景観賞」候補都市リストに登録された都市の特色（例えば、都市色彩、都市サイン、景観地区、河川地区改造、観光地計画など）に応じて、海外の専門家を招聘し、現場視察と評価を行い、最終的に「アジア都市景観賞専門選考委員会」に意見書を提出する。</p> <p>(2) 申請都市に受賞申請用のテレビ・ドキュメンタリー制作に協力する。</p> <p>(3) 申請都市に受賞申請用のPPTプレゼンテーション原稿制作に協力する。</p> <p>(4) 申請都市に市民参加及び広報活動の展開に協力する。</p>
9. 研修・育成	<p>(1) 実行委員会は「アジア都市景観賞」候補都市リストに登録された都市に対し、その経験を総括し、都市景観の形成に生かす事業に協力する。</p> <p>(2) 実行委員会は「アジア都市景観賞」候補都市リストに登録された都市に対し、「アジア都市景観賞」受賞式典、アジアハビタット研修プログラム及び専門視察（日本・福岡、6日間）への参加に協力する。</p>

出所：筆者作成

ることが望ましい。これに対して住民は、地域の自然や建物等との連続性を重視し、地域の特性を尊重させたいと考える。行政は、地域の中・長期的な展望に立って、あるべき方向を模索しなければならない。

### 3.3. アジア固有の課題

日本や韓国の景観は豊かである。日本の市町村が地域の特徴を表現するスローガンをつくると、ほとんど例外なく、「水と緑に恵まれた…」と謳う。田畑、森、川、海、山に囲まれた農漁村や都市の姿が思い描かれる。起伏に富み、四季の変化に恵まれた国土は、目に見える近い範囲の中に、様々に変化する立体的な景観が展開する。

その立体的な景観は、人の視覚と距離の関係によって「近景」「中景」「遠景」の3つに分けられている。近景では、表情やテクスチャを感じる。中景では、形の特徴や人の動きなどが分かる。遠景では全体の雰囲気や伝わる。この他に、近景＝歩行的空間、中景＝自動車の空間、遠景＝列車的景観と分ける場合や、近景＝人間的スケール、中景＝車スケール、遠景＝眺望スケールと分けて説明されることもある。整理してみると、近景は身近な個人的空間、中景は集合的な空間、遠景は自然を含む景観と言うことができる。

日本や韓国の景観の豊かさは、この近景から遠景までに変化に富み、季節によっても変化するこゝである。さらに日本の美意識の中には、それらの景観や時間を小さく凝縮させて愛でる「庭」もある。石が長い時間をかけて砂になり、砂のうねりが水の流れに見立てられる。自然を取り込み、時間を封じ込める。山河自然が建物と一体にあり、風化していく素材や色に精神的な意味を求める。近くを見ている、心は雄大な空間と時間に遊んでいる。韓国においてもやはり「天・地・人」という概念があり、自然に包まれて人間がある。

ところが、中国は広大で、一部の恵まれた地域にしか変化に富んだ景観はなく、水も限られている。その中で開発のテーマは、「グリーン」と「水」になり、開発の規模も必然的に大きくなる。「町は山中にあり、水は市中にあり、人は緑の中にある」をテーマ

に掲げて整備を行ってきたイイエン(山東省沂源县)が象徴的だった。北京、上海、広州などの大都市近郊から衛星都市を充実させていく施策が採られてきた。概念的なスケールアウトした都市がいくつも開発された。しかし、その評価以前に、そのような不動産が投機目的で扱われ、売れても人が住まないために衰退している例もある。アジア都市景観賞の審査では、持続可能性も検討され、理念、表現、現状、将来の展望などが慎重にチェックされた。

そうした中でも記憶に残っているのは、内モンゴルの砂漠に樹を植えていくボランティア活動や、杭州近郊で都市と農村を交換するプロジェクトなどである。砂漠に樹を植える活動には日本人も大きく関わっている。日本でも黄砂の問題が話題になっているが、北京では方々に「水一滴・血一滴」というスローガンが貼られていた。気の遠くなるような人間と自然との戦いである。一方、農村では都市に出たい若者が多く、都市には落ち着いて文化的な活動をしたいという人々がいる。そこに着目して、農村を一括して借り上げ、農村の人々に都市で生活できるだけの借料を支払い、農村全体を快適に再整備して、農業も1つの企業として運営する、という大胆なアイデアを実現した。都市からは芸術家等が移住してきた。すでに4地域で実践しているとのことで、過疎化を食い止めて有効に活用する優れたプロジェクトで、他地域にも適用できるかもしれない。

今年は、水葬の風習が残るカトマンズで、市民の多くが参加するボランティア活動で川の浄化に取り組んでいるプロジェクトの応募があった。宗教との関係もあり、その意義を正しく認識することが難しい問題であった。また、経済力が限られているために、都市の再開発を考えるにあたって100年以上の長期のスパンで考えなければならないが、だからこそ計画設計が重要なのだと、計画設計を応募してきた都市もあった。大規模な事業のみが注目されがちであるが、このようなアジア的な課題に直面していくことによって、この賞の意義もさらに深まるにちがいない。

### 3.4. モデルとなった福岡市の景観づくり

福岡市の景観対策の充実は、1986年に都市景観室が設置されたところから始まる。同年に制定された都市景観条例に基づいて景観アドバイザー制度ができ、都市景観賞が発足した。大型建造物は建築申請以前に都市景観の観点からのチェックを受けることになっており、専門家との協議を行わなければならない。

福岡市では、一部指定地域を除いて屋外広告物を含めて通常の規定以上には数字上の基準を設けずに、話し合いで解決する方法を採ってきた。それは、基準に合わせることを目的ではなく、その場所にふさわしい質的な向上を目指すことが目的だからである。

これには関係者の相当の努力が不可欠で、理想を掲げて粘り強く取り組まなければならない。また、大学の協力や地域の様々な分野の専門家の協力があってこそ成り立つ方法である。

屋外広告物はその中でチェックされ、大きさ、場所、色彩、さらにはデザインにまで意見交換や助言が行われる。市民の目を持った代弁者としての役割と、専門家としてより良いものにするための提案とがある。この意見交換は大変に厳しく、施主の意向や設計者の資質までもが問われる。

福岡市では、色相の制限はしていないが、景観アドバイザーの申し合わせとして、建物の場合には季節の変化を大切にするために彩度6以下を目安にしている。屋外広告物の色は、多様な色彩が混在していることをむしろ福岡らしいと考え、規制をしていない。ただし、25年前から、低層部を賑やかに、高層部を控えめにするように指導し、都心部で成果が顕著になっている。また、都心部の屋上広告を制限する方向であり、壁面面積に対して概ね3%程度になっている。その反対に中洲などの繁華街は屋外広告物の活用を推進する地域として捉えている。画一的にするのではなく、場所の特性に応じた対応をしていくことが、これからの課題でもある。

シーサイドももちや香椎や都心部の天神地区では、それぞれにふさわしい基準を設けている。シーサイドもちは埋立地で、分譲後10年間の転売禁止とガイドラインの遵守を条件とした。屋外広告物

のゾーン別基準と高さによるコントロールを行った。

大型の屋外広告物対策の一方で、違反屋外広告物対策にも追われている。福岡市は九州で最も屋外広告物も違反広告物も多い都市であり、規制に対する反発も強い都市である。景観対策も苦戦の連続である。その一例として青少年の健全な育成をはかる基本として、ピンクチラシの除去に取り組み、ボランティア制度の導入やピンクチラシ条例の制定などによってほとんどが撤廃された。

顕彰制度としては、1986年から都市景観賞が続けられている。市民からの推薦が年間700通から約1,000通と、全国でも最大規模の権威ある景観賞になっており、年間6件から8件が贈賞されている。すぐれた事例の蓄積が周囲に影響を及ぼすことが期待される。最近では、市民対象の活動にも注目して表彰対象を広げている。

福岡市では、ラッピングバスへの対応でも独自の方法を考え、専門家3人、行政1人、バス協会1人の審査委員会を設置した。3人以上が合格としたものしか認めない大胆な方法である。各地のラッピングバスが、デザイン審査をすることができず、その結果、質が低下して媒体としての価値が下がってきていることに注目し、市民に歓迎され景観の品位を落とさないことと同時に、審査を通じて媒体価値の向上を図るもので、厳しい審査をすることが相互の利益に繋がる。

福岡市では、緊急雇用により2010年から2011年にかけて、自動車に6台のカメラをつけて主要道路を走行し、屋外広告物等をすべて記録する「福岡式景観アーカイブシステム（FLAS）」を開発した。壁面の総量、屋外広告物の設置場所、設置位置、大きさ等を6方向のデータで分析する。

調査対象とした道路は約3,000km、広告物は約20万件の入力と処理が終わっている。現在の屋外広告物の許可件数は約3万件であるが、違反及び未許可の広告物は大型広告物だけで65%にのぼることが明確になった。他都市も許可を受けている割合は5～35%程度であると推測される。景観誘導を考えていく場合にはこの対策が深刻な課題であ

る。

できれば数年毎に再調査をする仕組みができれば、よりの確に違反・未許可の状況と動向を指摘することができる。現在の福岡市の広告物手数料収入は約4,800万円であるが、その収入増が見込まれ、より有効な景観指導が可能になる。道路使用による収入増もさらに大きな財源となる。

しかし、それだけでは管理的な色彩が強く感じられる。調査結果により、法的に再検討が必要な場合や、実態や広告主の意向や地域の特性に応じて誘導方針を変える必然性が明らかになると思われる。魅力的な景観づくりに向けて地域コンセンサスを形成することが今後の課題になる。

#### 4. 景観の可能性

アジア都市景観賞は、2014年で5周年を迎えた。5年でアジアの10か国53件の都市と顕著なプロジェクトが選考された意義は大変大きい(表3)。広大なアジア、様々な考えが混在するアジア、国の大小や経済力の差、多様な気候風土、それでも幸せそうな人々の歓声が聞こえてくるような大地が広がっている。

景観づくりは、先進国のみの課題であると思われていたが、アジアの多様性を証明するかのように、多様なプロジェクトが応募されてきた。政情が不安定で、何度も開催が危ぶまれたことがあったが、いつもそれを乗り越えて5周年を迎えた。この賞を通じて、主催者や審査員が共通して願っていることは、人々の幸せであり、そのために努力している国、政府、学界、業界等、そして基盤となる人々の目標や知恵を広く紹介し、認め合い、地域の理念を尊重しながらアジアの発展に資することである。

アジア都市景観賞を通じて、パワフルで魅力的なアジアの諸相を発見した。そして、アジアの人々がそれぞれの地域で一生懸命に活動をしていることがわかった。受賞した都市やプロジェクトに敬意を表し、このフィールドの意義がさらに浸透することを期待すると共に、アジアの人々の幸せを心から願う。

#### 参考文献

- (1) OECD: Streets for People, Paris, France., 1974, 宮崎正訳: 楽しく歩ける街, PARCO 出版局, 1975.
- (2) Eckbo, Garrett: Urban Landscape Design, New York, United States., 1964: 久保貞訳: アーバン・ランドスケープ・デザイン, 鹿島出版会, 1992.
- (3) Kevin, Lynch: Managing the sense of a region, Cambridge, United States., 1976, 北原理雄訳: 知覚環境の計画, 鹿島出版会, 1979.
- (4) 福岡アジア都市研究所ホームページ: アジア都市景観賞募集要項  
<http://urc.or.jp/>
- (5) 福岡市都市景観室ホームページ  
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/toshikeikan/index.html>



表3 アジア都市景観賞の受賞案件（2010年～2014年）

2010年受賞案件
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 余杭区（中国 杭州）</li> <li>2. 恩格貝生態模範区（中国 オルドス）</li> <li>3. 申港街道（中国 江陰）</li> <li>4. 太原長風文化ビジネス地区プラットフォーム整備事業（中国 太原）</li> <li>5. シティオブドリームズ（マカオ）</li> <li>6. 牛池湾公園（香港）</li> <li>7. イオン・オーチャード&amp;オーチャード・レジデンス（シンガポール）</li> <li>8. 漢江公園（仙遊島）（韓国 ソウル）</li> <li>9. モエレ沼公園（日本 札幌）</li> <li>10. 黒川温泉地区景観づくり事業（日本 熊本）</li> <li>11. シーサイドももち整備事業（海浜公園）（日本 福岡）</li> </ol>
2011年受賞案件
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 歴史的資産を活用した国際観光都市づくり（タイ バンコク）</li> <li>2. 中国北京南鑼鼓巷（中国 北京）</li> <li>3. 原爆による廃墟からの都市復興（日本 広島）</li> <li>4. 済州オルレプロジェクト（韓国 済州）</li> <li>5. ガーデンシティ舞多聞みつけプロジェクト（日本 神戸）</li> <li>6. 熊本城復元整備とまちづくり（日本 熊本）</li> <li>7. ポハン中央商店街景観整備プロジェクト（韓国 浦項）</li> <li>8. 青島高新区の水系園林景観形成（中国 青島）</li> <li>9. 紫荊山莊（中国 深圳）</li> <li>10. 2011年西安世界園芸博覧会（中国 西安）</li> </ol>
2012年受賞案件
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 鹿児島市の市電軌道敷緑化整備事業（日本 鹿児島）</li> <li>2. 倉敷美観地区（日本 倉敷）</li> <li>3. 甘川文化村（韓国 釜山）</li> <li>4. 未来社会適応のための大忠清緑色観光事業（韓国 太田）</li> <li>5. 城北洞歴史文化地区造成（韓国 ソウル）</li> <li>6. 東営市中心地区開発プロジェクトの景観設計（中国 東営）</li> <li>7. 唐山湾エコ・タウン水環境総合整備計画（中国 唐山）</li> <li>8. チュンクワンオー医院（香港）</li> <li>9. ロイヤルパーク8番（中国 北京）</li> </ol>
2013年受賞案件
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 緑雫（えにしずく）による雨の日の松江プロジェクト（日本 松江）</li> <li>2. 出島復元整備事業とまちづくり（日本 長崎）</li> <li>3. 関門海峡が結ぶ景観に配慮したまちづくり（日本 下関・北九州）</li> <li>4. 松坡水路復元事業（韓国 ソウル）</li> <li>5. 大邱再発見による都市再生プロジェクト（韓国 大邱）</li> <li>6. Bungkul 公園改修事業（インドネシア スラバヤ）</li> <li>7. Hoi An の都市景観保全事業（ベトナム ホイアン）</li> <li>8. 環境都市 Da Nang（ベトナム ダナン）</li> <li>9. 沂源（YI YUAN）都市部居住環境改善事業（中国 沂源）</li> <li>10. 杭州白馬湖農居 SOHO プロジェクト（中国 杭州）</li> <li>11. 華沢ワールドガーデンプロジェクト（中国 徐州）</li> </ol>
2014年受賞案件
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 博多駅を中心とした連携整備プロジェクト（日本 福岡）</li> <li>2. 保存修理を通じて次世代に継承する人類の文化遺産姫路城とまちづくり（日本 姫路）</li> <li>3. 竹田地区街なみ環境整備事業～歴史的風致を活かした景観まちづくり～（日本 竹田）</li> <li>4. 東日本大震災からの復興の象徴「三陸鉄道」（日本 岩手）</li> <li>5. 郡山近代文化プロジェクト（韓国 郡山）</li> <li>6. 釜山クリスマスフェスティバル（韓国 釜山）</li> <li>7. 烏鎮新モード（中国 烏鎮）</li> <li>8. 生態都市、住みよい銀川（中国 銀川）</li> <li>9. 大小鼓池の持続可能な景観モデル地区（中国 貴州）</li> <li>10. 独立広場改修事業（スリランカ コロンボ）</li> <li>11. バグマティ川清掃キャンペーン（ネパール カトマンズ）</li> <li>12. マイメンシン市の戦略的な都市計画（バングラデシュ マイメンシン）</li> </ol>

出所：筆者作成